

## 告 示

### 埼玉県告示第千五百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年十二月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人こっこの会
- 三 代表者の氏名  
高橋 智子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県鶴ヶ島市富士見一丁目十五番二―二〇三号室県営鶴ヶ島富士見団地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、共生社会に基づいた特別支援教育とキャリア教育を学びながら、会員相互の親睦と協和により、子ども達一人一人の特性を見極め見守りながら育み、障がいの有無に関わらず子どもたちが共生し自立できるように図ることを目的とする。